

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第3回 飯塚市自然環境保全対策審議会
開催日時	令和6年10月30日（水）
開催場所	飯塚市役所 本庁6階 教育委員会会議室
出席委員	馬奈木委員、平嶋委員、高倉委員、荒川委員、菅野委員
欠席委員	河委員
事務局職員	市民環境部 長尾部長 環境整備課 尾形課長、一番ヶ瀬課長補佐、伊藤、手島
会議内容	<p>【事務局】 ～開会挨拶～</p> <p>【議長】 議題に入る前に、議題2の資料について、11月8日に市議会の委員会で協議される内容となっているので、当日の委員会終了までは非公開という取扱いにしたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>【委員】 異議なし。</p> <p>【議長】 取扱にご注意ください。それでは、議題1「飯塚市自然環境保全条例に基づく届出の経過について」、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局】 飯塚市自然環境保全条例に基づく届出が2件提出されています。資料1-1をお願いします。</p> <p>1件目は、「株式会社矢ヶ部開発」から飯塚市山口地内における「土砂の埋立事業」の変更届出が出ております。内容としましては、事業拡大に伴う面積変更及び工期予定の延長となっております。この事業は、県の林地開発変更許可も必要な事業であり、8月25日と10月6日に開催された本条例に基づく説明会においては、事業者から林地開発許可に関する説明もありました。2回の説明会には環境整備課職員も立ち会いまして、その際に、地元住民に話をお伺いしたところ、事業者了承のもと、必要に応じて、地元住民の方が現地立入りを行っているということでした。なお、この事業については、意見書受付が10月20日までとなっており、本日は資料提</p>

出していませんが、9件の意見書が提出されています。意見に対する事業者からの見解については、11月7日までに頂くこととなっておりますので、また改めてお示しできればと考えております。

2件目は、「株式会社安藤組」から飯塚市大門地内における「土砂の埋立事業」の届出が出ております。事業面積は2,897㎡となっております。住民説明会が9月7日に開催され終了しております。この説明会にも環境整備課職員が立ち会っております。意見書受付が10月5日までとなっております。4件の意見書が提出されました。意見書の内容と見解につきましては、「資料1-3-3」となっております。

この2件の案件については、参考資料として、資料1-2、1-3に、「経過」、「届出書」、「図面」等を配付させて頂いております。

なお、矢ヶ部開発の事業については、面積的にも規模が大きいことから、熱海での土砂流出を機に、各都道府県において全国的に実施された盛土総点検の対象となっており、点検の結果、県より良くできていると判断されております。

以上、簡単ですが、議題1の説明を終わります。

【議長】

質問等がありますか。

【委員】

矢ヶ部開発の場所について、一番上になると思われませんが、筑紫野市側に尾根が広がる形になります。筑紫野市との関係はどうなっていますか。

また、安藤組について、写真から見ると一部露天掘りのようですが、そういった場所ですか。

【事務局】

1点目の矢ヶ部開発の件について、説明会の場で同様の質問が出ておりました。拡大する場所は、筑紫野市側の奥の方を拓げていく計画となっております。今回の拓げる範囲は筑紫野市には入らず、あくまでも飯塚市内の事業であると回答がっております。当然、県の林地開発の許可申請も同様の内容で提出されております。

安藤組の事業については、一部露天掘りのような状況がありますが、土砂の搬出入をせず、自身の所有地を扱っている状況です。現状では、そこが調整池の機能を果たしています。今後、土砂を埋め立てたいという計画となっております。

【委員】

矢ヶ部開発について、住民説明会でどのような意見が出されていたか教

えて頂きたいです。

【事務局】

事業地の横に川が流れていますが、平成 28 年の開始当初は、本事業地から泥水が流れている状況があったため、川に対する意見が出ておりました。その後、事業者と地元住民がやり取りする中で、そのあたりはかなり改善されているとのことで、地元住民も理解をされていました。

また、災害があった場合の補償などについての意見も出ておりました。

【委員】

意見書が出ていますが、それに対する回答はどういった形で地域の住民へ行われますか。

【事務局】

自治会等から出された場合は、自治会にお返しする形としておりますが、意見の要旨と見解については、誰でも確認できるように市役所情報公開コーナーに配架し、ご自由に見て頂ける環境を設けております。

【議長】

よろしいですか。それでは、次の議題 2「自然環境保全対策」と 3「飯塚市自然環境保全条例の一部改正について」は関連があるということですので、一括して事務局の説明を求めます。

【事務局】

議案 2 と 3 は関連しているため、一括で説明させていただきます。

まず、資料 2 をお願いします。この案件は、現在、協働環境委員会で協議を行っております「太陽光発電設備の適正な設定に関する条例案」となります。資料 2-1 をご覧ください。この資料は、前回、7 月 30 日に開催されました協働環境委員会での意見等をまとめたものです。

1 点目は、条例に基づく届出逃れを防ぐため、「近接した時期」の考え方を検討したいというご意見がございました。これに対する本市の見解としましては、概ね何年と明確に表明せず、個々の事業ごとに総合的に検討することが届出逃れを防ぐことになると考えております。

2 点目は、メガソーラー案件の届出の内容を議会でチェックする制度を検討できないかというご意見がございました。これにつきましては、他自治体の状況を調査しましたが、議会が民間企業の事業を承認するなどの事例はございませんでした。本市としても、そうした内容を条例に規定することは考えておりません。

3 点目は、確認漏れを防ぐために、禁止区域の範囲等が分かるマップを

作製すべきではないかというご意見がございました。これにつきましては、禁止区域に規定している法律ごとにマップはありますが、区域は変更になることも多々あり、また、マップを所管する他の行政機関との調整や費用もかなりかかることが想定されることから、現時点では、難しいと考えております。なお、確認漏れにつきましては、事業者に関係法令を所管する行政機関に確認することを必須とすることとしており、また、本市としましても、必ず確認することとしていることから、防げるものと考えております。

4 点目は、撤去費用等の積立状況を確認することを条例に盛り込めないかというご意見がございました。これにつきましては、資料 2-2 をお願いします。1 ページの第 4 条第 3 項をご覧ください。ここに「事業者は、撤去に要する費用を確保しなければならない」と規定しております。次に、4 ページをご覧ください。第 14 条第 2 項に「事業者は、撤去に要する費用の確保状況を、毎年度、市長に報告しなければならない」と規定することとしております。

続きまして、太陽光発電設備の条例の制定に伴い、本市の自然環境保全条例を改正する必要性が生じますので、その内容を説明させていただきます。資料 3 をお願いします。資料 3-1 の 2 ページをご覧ください。第 7 条第 3 項で、届出の必要な事業から今回制定を予定している「太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」に基づく届出が必要な事業を除外することとしております。

以上、案件 2、3 の説明を終わります。

【議長】

ありがとうございます。何かご意見ございますか。

【委員】

第 14 条の費用の確保状況の報告について、万が一費用不足だった場合の市としての対応であったり、市民の立ち回りはどうなるか気になります。

【事務局】

廃棄費用の積み立ては、再エネ特措法の方で 2022 年 7 月から義務化されておまして、確実に積み立てをしなければなりません。それを受けての報告を市に対してもして頂くと考えております。

【委員】

罰則は特にはないですね。その場合、お願いベースになると思いますが、地域住民がどうやって立ち回ればいいのか気になるのですが。

【事務局】

市の条例では再エネ特措法に基づく報告をして頂くことになりましたが、国の関係の罰則という考え方でよいでしょうか。

【委員】

市の条例に罰則はないですが、再エネ特措法で罰則を受けるということではよいですか。

【事務局】

間違いありません。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【事務局】

地元の方も中身を確認したいということであれば、この条例の中で協定の締結を義務付けておりますので、その項目の中に入れて頂くことも一つの方法かと考えております。

【議長】

基本的には協定だと思いますが、協定でなくても、市長が報告を求めることによって、少なくとも問題が生じていることははっきりさせることができるということだと思います。

【委員】

積立の報告をするとあるのですが、経営状況や運営状況の報告等は必要ないのですか。

【議長】

私が言うのもおかしいかもしれませんが、経営状況について、例えば年に1回だとすれば、株式会社であれば必ず収支を出すので、それを点検する方法があるかもしれません。公開されている会社であれば問題なく見られるのですが、公開されていない会社の場合、見る方法があるのかという問題があると思いますし、年に何回も報告を求めるというのは、実際問題難しいという気がします。

【委員】

関連したところで、報告について、様式が分からないので何とも言えませんが、基本的に積立額の確認は、残高証明を持って来させるのかと考

ていました。積み立てた額は災害の補償に充てるという約束をして、毎年きちんと担保されているかという確認ができるのか、すんなり会社が出してくるかということも考えていました。

【事務局】

確かに、積立について、どのお金がどの部分なのか等は判断が難しい部分がありますが、今回、国が再エネ特措法を改正し、積立の方法として、事業者が買電を行う際に、売り上げの一部を定められた計算式に基づいて、強制的に国の第三者機関に直接積み立てていく制度が設けられています。我々としては、その積立がきちんと行われているかということを報告して頂く形となっております。いくら積み立てていけば適正なのかという判断はできないため、国が強制的に積立させた額を報告して頂くという形で考えております。それ以上のことは難しいのではないかと考えております。

【委員】

廃棄した後が問題だと思います。廃棄した後に、その土地をどうするのか。例えば、地主と開発事業者が違うケースがあるかと思いますが、地主に戻した後に産業廃棄物の置き場とかにされるのが一番困ります。そういったことがあるので、撤去した後の処置をどうするかというところまで必要かなと思います。

【事務局】

よく聞く話としては、事業終了後は植林して緑地に戻すなどですが、委員が言われるような可能性もあると思います。市の権限として終わった後にどうこうしなさいと言うことはできませんので、そういった部分も含めて協定書に盛り込んで頂くことが一番望ましいと考えております。

補足です。事業が終わった後の土地の活用についてですが、もちろん土地の所有者が自分の持っている土地をどのように活用するかということになるため、その部分を決めることは難しいと思っております。仮に、正式な産業廃棄物の処分場等にすることであれば、届出があり、地域住民との合意形成なども出てきますし、不法に投棄した場合は、棄てた方を調査して撤去させるもしくは土地所有者が責任をもって廃棄するなど、そういった部分は廃掃法等の別の法律で決まっています。基本的には、そういった場合は各法令に基づいて対応していかなければならないと考えております。

【議長】

法律的に縛りかけるのは難しいと思います。跡地をどうするかは所有者の勝手ですから。ただし、事業者が応じるのであれば、事前に協定の中

で跡地はこういったことに使わないなどを作っておくことが望ましいと思います。

新しく何かをする場合は、自然環境保全条例なりこの条例なりにかかるときは、当然新たためて審査という問題にという整理だと思います。今、先のことについて全て縛りをかけておくというのは中々難しい。少なくとも、法律上はできないのだと思います。

【委員】

マップは良いなと思うのですが、色々な制限があるのだと思います。ただ、私たちは、どの地域に該当するかマップを探すという行為が、中々難しいところがあります。どこがどのように指定してあるかが探しにくいので、一つのマップにできないのであれば、これはこのマップを見ればわかるというものをまとめるなど、分かりやすくできればなと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

我々もどのような工夫ができるか考えていきたいと思っております。今、各所管である県などが、それぞれの区域等に関してデータを公開しているので、我々が市 HP などですういったもののリンクを 1 か所にまとめて貼るなどすると分かりやすいかと考えております。そういった集約を行い、皆さんが調べやすくなるよう工夫していきたいと思っております。

【議長】

是非お願いしたいと思えます。

私もこの条例を拝見させて頂いて、この条例は大変よくできているのではと思っております。後は、議員の皆様からも色々意見が出るでしょうから、是非良いものにして頂きたいなと思えます。

とりあえずは、議会での審議を待つということになりますか。

【事務局】

はい。本日お示しした内容については、前回市議会委員会にてご意見等頂いたものですので、本日ご説明させて頂いた内容を 11 月 8 日に開催予定の委員会の方でご報告、ご回答させて頂きたいと考えております。

【委員】

今までも条例はありましたが、罰則がないから条例は守らなくてもいいと言った業者がいました。そのため、条例に同意しますという確認書のようなものを取ることはできないのですか。

【議長】

誰が同意するということですか。

【委員】

事業者です。

【議長】

それは同意するに決まっています。同意しなければできません。条例通りにしなければできません。それは当然のことです。

開発許可で、県の許可条件に違反した事件が起きている場合は、良いとは誰も言いませんよね。業者自体も良いとは言わないと思います。表面上は業者も改めますと言わざるを得ない。それを実行しない場合に、どうやって実行させるかという問題です。

早い話は、説明会で聞いてみたらいいのではないですか。条例を守るとこの場で約束してくださいと。それだけの問題だと思います。守ると言うに決まっていると思います。守ると言うか言わないかではなく、実際に守らないケースをどのように守らせるのかという具体的問題になり、今、実際に起きている問題にも繋がるのだと思います。

【事務局】

補足をさせていただきます。議長が言われたように必ず条例を守って頂く必要がありますが、守って頂けない場合はあると思われれます。その時は、この条例の18・19・20条で指導や公表ができるようになっております。さらに、再エネ特措法が改正され、自治体条例違反等があり、そういった報告が上がってきた場合で、国が指導し、それでも従わないときは、FIT認定の取り消し等を行うことができるようになっております。この条例の21条で、違反があった場合は国等に報告ができると規定しております。直接住民の皆様が国に通報することもできますし、市から国へ伝える方法もございます。そういったものを利用し、今まで以上に強い対応ができるようになってきているところでございます。

【委員】

自然環境保全条例では、届出の際に誓約書を徴取していますが、この条例では誓約書はありますか。

【事務局】

規則の方で運用を考えていくことになるかと思えます。現時点では条例はもちろん、規則もできていません。

【委員】

今、委員が言われているのは、誓約書を取っておく方が、住民の方も安心されるということだと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【議長】

申請書添付ですか。

【事務局】

そうするのであれば、申請書添付になるかと思われま。

【議長】

ありがとうございます。後は議会の審議を待つということで、その後また規則ということになれば、当然ここで中身は見せて頂けるということですよ。また、その時点で必要があれば議論してみたいと思います。

よろしいですか。何か他にございますか。

【委員】

野見山産業について、近所の方から、トラックの出入りが激しくなったと相談を受けています。止められているはずだと思いますし、防災工事も終わっていないと思いますが、どうなっているか教えて頂きたいです。

【事務局】

今、事業地に多く入れ過ぎていた土砂を搬出する作業が行われています。それと併せて、事業地に隣接する場所で都市計画法の開発行為が出ていまして、その部分の土砂の出入りもあっている状況ですので、トラックの出入りが多くなっているのだと思われま。自然環境保全条例に関する事業地については、土砂搬入が禁止されておりますので、土砂の搬出のみが行われている状況でございます。

【委員】

入り口が一つなので、同じ所から入ります。都市計画の部分で造成して何をするのか。事務所か何かを建てるという話でしたが、今の積み上げた状況でそこに建てるのか。県が認めている事業だと思うので、ここで言っても仕方ないと思いますが、住民受けが悪く、また道路も汚れているので苦情も多いです。何年も同じ状況が続いているというのは芳しくないなと

思いながら見えています。いつまでにという期限を切ってあったと思うのですが、期限は超えています。その部分については、市からも県へ言って頂きたい。

【事務局】

ありがとうございます。我々もこの案件については、片付けたいと考えております。県に対しても、機会があれば必ず意見を伝えていきますし、早急に終わらせるよう指導して頂きたいという内容の文章でお願いしております。中々進みが遅い部分がありますが、少しずつではあるものの進んでおりますので、今後も完了に向けて取り組んでいきたいと思っております。

また、我々も県とともに定期的に現場に入り、状況は常に確認させて頂いております。もし事業地内の土が増えるなどあれば、当然指導をすることとなります。

【委員】

桂川で計画されている焼却施設について、今、桂川町の方は色々活動がされているようですが、風向きによっては飯塚も区域に入ってきます。今の状況がどうなっているか、次回でも結構ですので、進捗を報告して頂けるとありがたいです。

【事務局】

本件については、前々回の審議会にて進捗を報告しておりました。現在、事業者が環境調査を行っているという情報がありまして、これが12月までかかると聞き及んでおります。今の所、報告が可能な進捗がなかったため議題とはしておりませんが、年明けには進捗があるかもしれません。本件については、本審議会で、定期的に進捗は報告させて頂きたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

【議長】

是非宜しくお願いします。
よろしいですか。ありがとうございました。

【事務局】

～閉会の挨拶～

<p>会 議 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【資料 1】 飯塚市自然環境保全条例に基づく届出の経過について ・【資料 2】 自然環境保全対策について ・【資料 3】 飯塚市自然環境保全条例の一部改正について
<p>公開・非公開の別</p>	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者 1 人)</p>
<p>そ の 他</p>	

資料1

飯塚市自然環境保全条例に基づく 届出状況について

- ・届出状況一覧【1-1】
- ・(株)矢ヶ部開発【1-2】
- ・(株)安藤組【1-3】

飯塚市自然環境保全条例に基づく届出一覧(令和6年2月1日～令和6年10月21日)

令和6年10月21日現在

No.	届出年月日	事業者氏名	事業計画地	事業面積 (㎡)	事業内容	閲覧期間	説明会日時	意見書受付期間 (意見の有無)	特記事項
1	令和6年7月29日	株式会社 矢ヶ部開発	飯塚市山口 字峠1338番1	110,510	土砂による埋立 て	令和6年8月7日～ 令和6年9月5日	①令和6年8月25日 (山口公民館) ②令和6年10月6日 (山口公民館)	令和6年8月7日～ 令和6年10月20日 (意見書9件)	※事業拡大に伴う 事業計画の変更 (当初届出：平成 28年2月12日)
2	令和6年8月8日	株式会社 安藤組	飯塚市大門308-2 外8筆	2,897	土砂による埋立 て	令和6年8月22日～ 令和6年9月20日	令和6年9月7日	令和6年8月22日～ 令和6年10月5日 (意見書4件)	福岡県土砂条例 非該当

飯塚市自然環境保全条例に基づく届出の経過について
(株式会社 矢ヶ部開発)

年月日	内 容
R6.7.29	事業計画届出書 受理
R6.8.7	事業計画書閲覧開始 (30 日間) 意見書受付開始 (45 日間)
R6.8.25	住民説明会 開催 (山口公民館) 【1 回目】 ※資料等の不備により、後日再度開催することとなる。
R6.9.5	閲覧期間終了
R6.10.6	住民説明会 開催 (山口公民館) 【2 回目】
R6.10.20	意見書受付期間終了 (<u>意見書の提出あり (9 件)</u>)

様式第3号（規則第5条関係）

令和6年7月29日

（あて先）飯塚市長

住所 筑紫野市大字吉木 2508-1
 株式会社 矢ヶ部開発
 氏名 代表取締役 矢ヶ部 信一
 （法人は法人名称と代表者名）
 電話 092-924-1180

事業計画（変更・中止）届出書

平成28年2月/2日付けで届け出いたしました事業計画について、飯塚市自然環境保全条例第8条の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

	変更前	変更後		
事業名及び目的	土砂の埋立	土砂の埋立		
事業計画地	飯塚市山口字峠1338番1	飯塚市山口字峠1338番1		
事業計画面積	87,299 m ²	110,510 m ²		
事業の種類	ア 森林を開発する事業 イ 岩石及び砂利を採取する事業 ウ 土砂による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業 エ 廃棄物の埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業 オ その他 （ ）	ア 森林を開発する事業 イ 岩石及び砂利を採取する事業 ウ 土砂による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業 エ 廃棄物の埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業 オ その他 （ ）		
予定期日	着手	平成28年4月10日	着手	令和6年11月
	完了	令和6年5月31日	完了	令和12年10月
変更又は中止の理由	事業拡大のため			



様式第2号（規則第3条、第6条関係）

令和6年7月29日

（あて先）飯塚市長

住所 筑紫野市大字吉木 2508-1
株式会社 矢ヶ部開発
氏名 代表取締役 矢ヶ部
（法人は法人名称と代表者
電話 092-924-1180

誓約書

飯塚市自然環境保全条例に関する事項及び下記の項目を遵守することを誓約します。

記

- 1 事業計画書のとおり適正な事業活動を行うこと。
- 2 事業者に変更が生じた場合は、変更後の事業者に対し、この誓約内容を承継させること。
- 3 条例に基づく市の指導に従うこと。
- 4 条例第15条に基づく報告及び立入調査を求められた時は、速やかに応じること。

様式第5号（規則第7条関係）

委任状

サンクスエンジニアリング株式会社
私は、 [REDACTED] を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

飯塚市自然環境保全条例における手続きに関する一切の権限。

令和6年7月29日

住所 筑紫野市大字吉木 2508-1
株式会社 矢ヶ部開発
氏名 代表取締役 矢ヶ部 信 [REDACTED]

（法人は法人名称と代表者名）

電話 092-924-1180

位置図

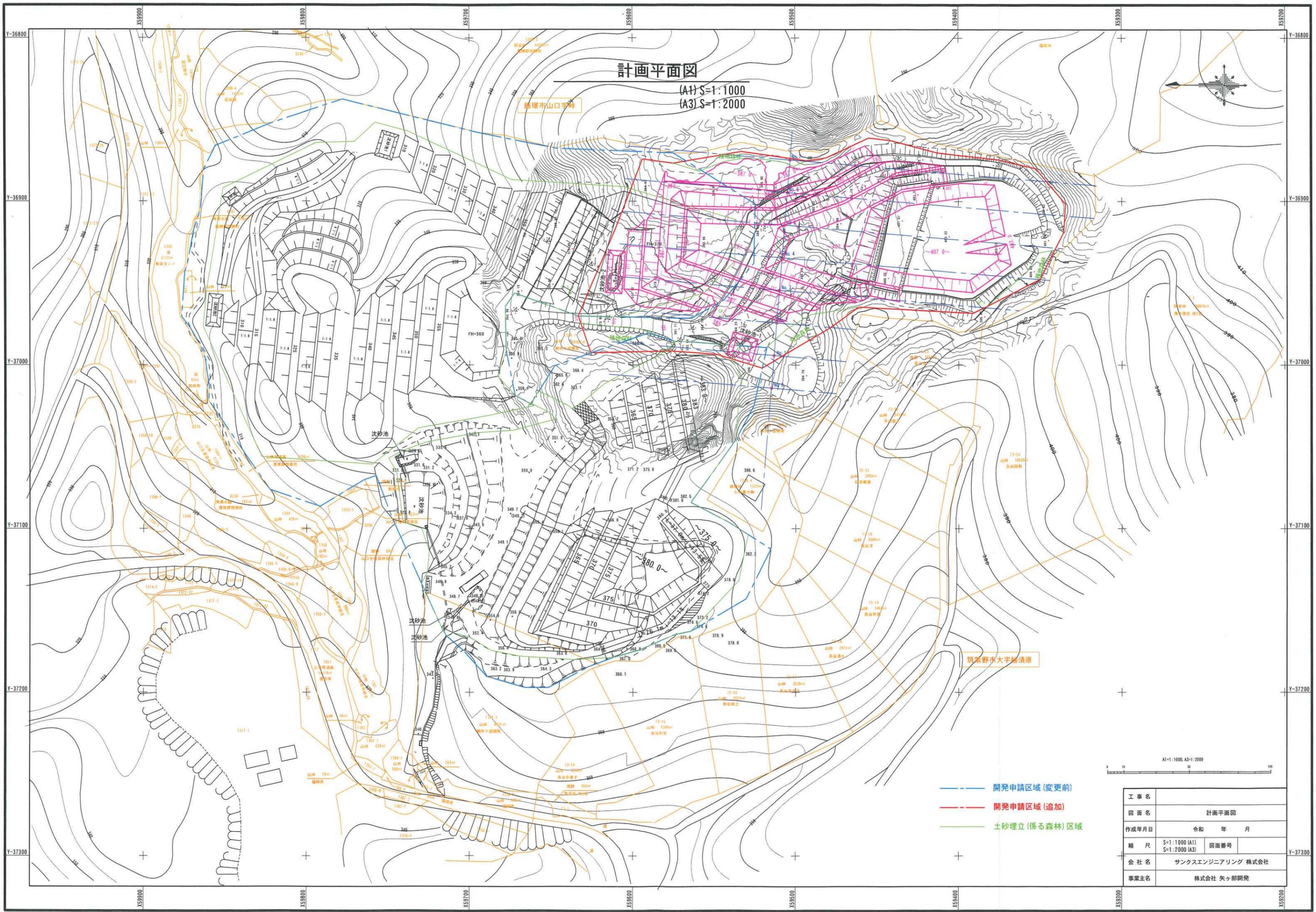


連絡先 (氏名は直接の担当者名を記入してください)

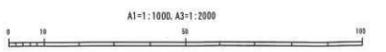
申請者	住所	福岡県 筑紫野市大字吉木2508-1	8 1 8 - 0 0 0 4	
	氏名	株式会社 矢ヶ部開発 代表取締役 矢ヶ部 信一		
	TEL	(092) 924 - 1180		
設計者	住所	大牟田市新地町13番15号	8 3 6 - 0 0 3 2	
	氏名	サンクスエンジニアリング(株) XXXXXXXXXX		
	TEL	(0944) 53 - 7739		
施工者	住所	福岡県 筑紫野市大字吉木2508-1	8 1 8 - 0 0 0 4	
	氏名	株式会社 矢ヶ部開発 代表取締役 矢ヶ部 信一		
	TEL	(092) 924 - 1180		

計画平面図

(A1) S=1:1000
(A3) S=1:2000



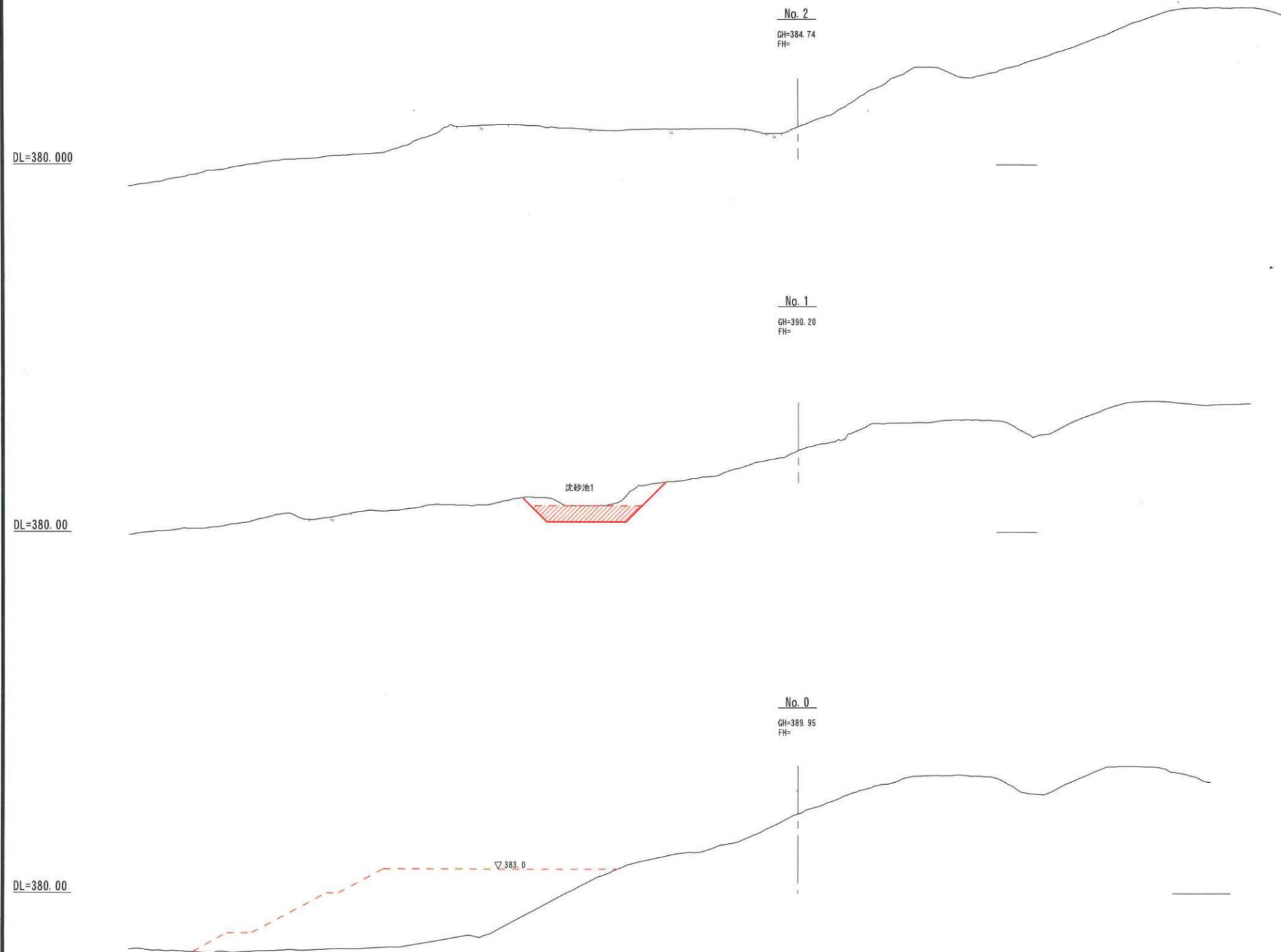
- 開発申請区域(変更前)
- 開発申請区域(追加)
- 土砂埋立(係る森林)区域



工事名	計画平面図		
図面名	計画平面図		
作成年月日	令和	年	月
縮尺	S=1:1000 (A1) S=1:2000 (A3)	図面番号	
会社名	サンクスエンジニアリング 株式会社		
事業主名	株式会社 矢ヶ部開発		

横断図 (1)

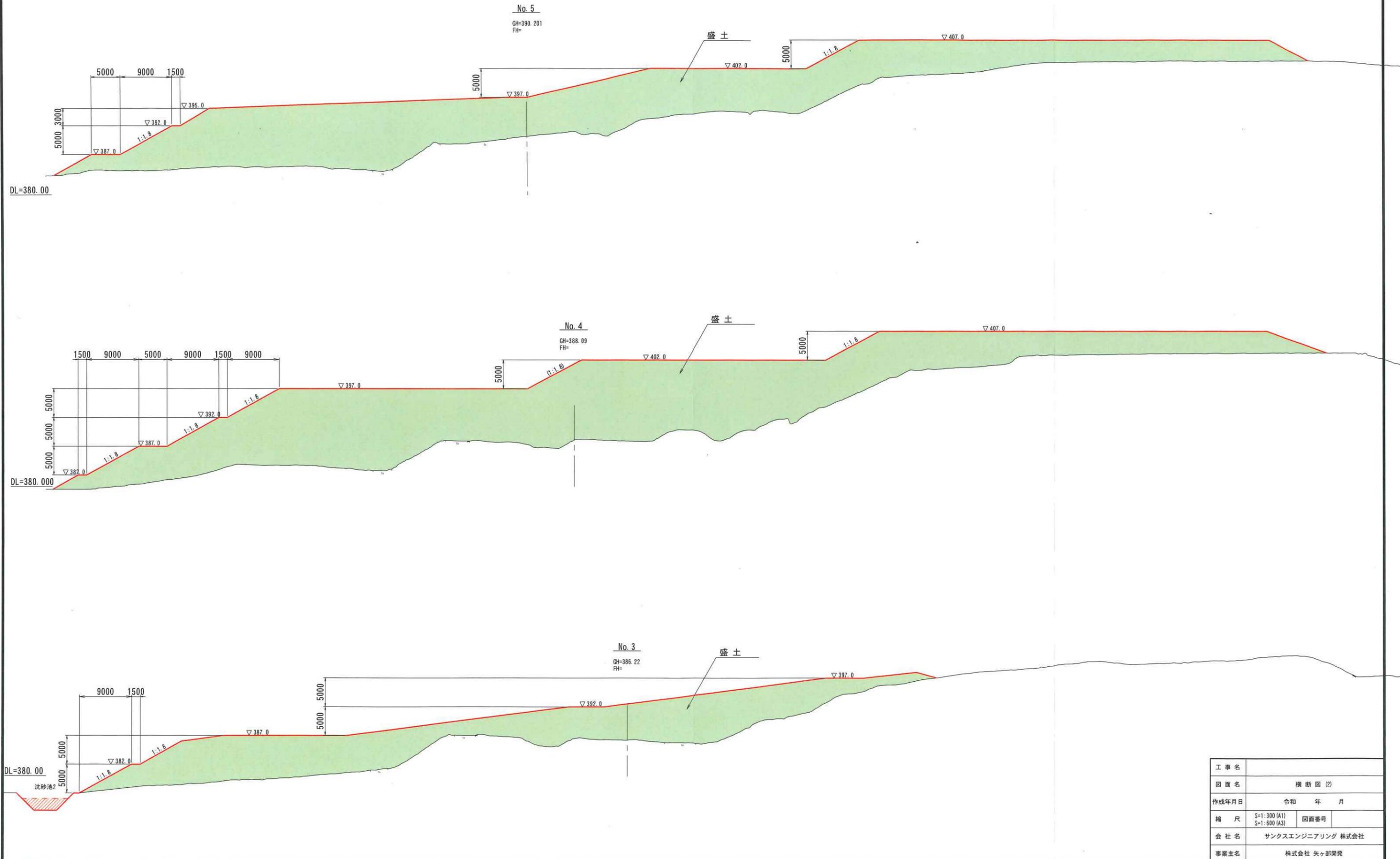
S=1:300 (A1)
S=1:600 (A3)



工事名			
図面名	横断図 (3)		
作成年月日	令和 年 月		
縮尺	S=1:300 (A1) S=1:600 (A3)	図面番号	
会社名	サンクスエンジニアリング 株式会社		
事業主名	株式会社 矢ヶ部開発		

横断図 (2)

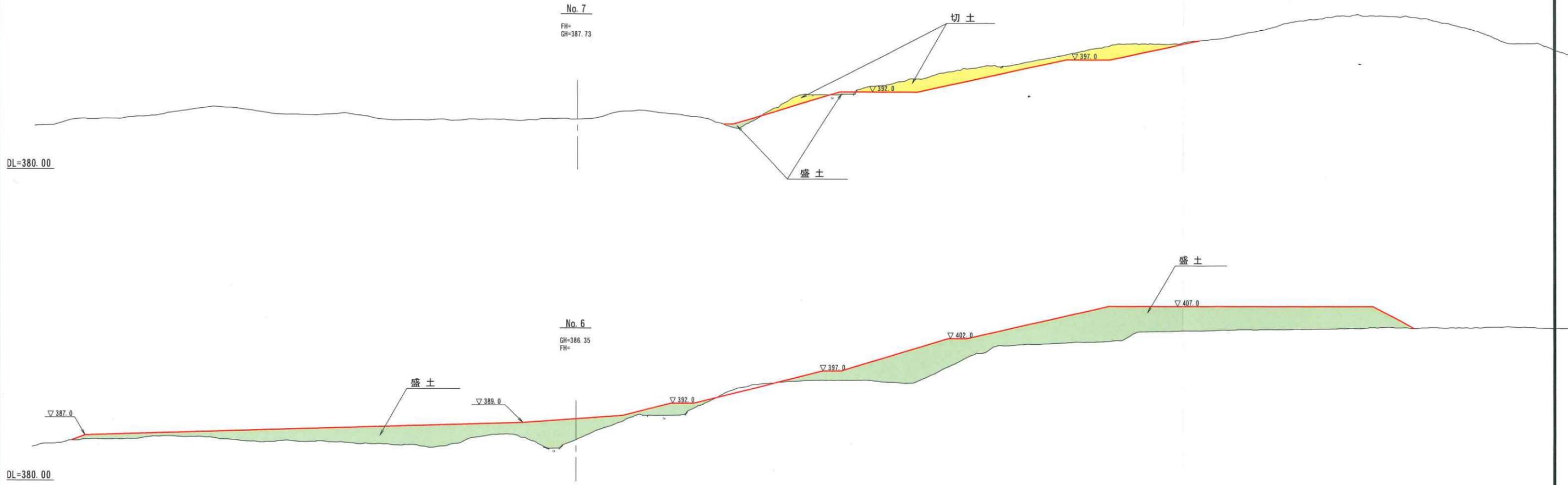
S=1:300 (A1)
S=1:600 (A3)



工事名		
図面名	横断図 (2)	
作成年月日	令和 年 月	
縮尺	S=1:300 (A1) S=1:600 (A3)	図面番号
会社名	サンクスエンジニアリング 株式会社	
事業主名	株式会社 矢ヶ部開発	

横断図 (3)

S=1:300 (A1)
S=1:600 (A3)



工事名			
図面名	横断図 (3)		
作成年月日	令和 年 月		
縮尺	S=1:300 (A1) S=1:600 (A3)	図面番号	
会社名	サンクスエンジニアリング 株式会社		
事業主名	株式会社 矢ヶ部開発		

飯塚市自然環境保全条例に基づく届出の経過について
(株式会社 安藤組)

年月日	内 容
R6.8.8	事業計画届出書 受理
R6.8.22	事業計画書閲覧開始 (30 日間) 意見書受付開始 (45 日間)
R6.9.7	住民説明会 開催 (大門自治会)
R6.9.20	閲覧期間終了
R6.10.5	意見書受付期間終了 (<u>意見書の提出あり (4 件)</u>)

様式第1号（規則第3条関係）

6年 8月 8日

（あて先）飯塚市長

住所飯塚市仁保472-2

氏名株式会社安藤組

代表取締役安藤喜八郎

電話0948-82-3372

事業計画届出書

飯塚市自然環境保全条例第7条の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

事業名及び目的	土砂による埋立て		
事業計画地	飯塚市大門308-2 外8筆		
事業計画面積	2,897.297㎡		
事業の種類	ア 森林を開発する事業 イ 岩石及び砂利を採取する事業 ウ 土砂による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業 エ 廃棄物の埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業 オ その他（ ）		
予定期日	着手	6年	10月 1日
	完了	8年	3月 31日
備考			

添付書類

1. 位置図
2. 計画平面図
3. 現況写真
4. 誓約書
5. その他市長が必要と認める
図面及び書類



様式第2号（規則第3条、第6条関係）

6年 8月 8日

（あて先）飯塚市長

住所飯塚市仁保472-2

氏名株式会社安藤組

代表取締役安藤喜八郎

電話0948-82-3372

誓約書

飯塚市自然環境保全条例に関する事項及び下記の項目を遵守することを誓約します。

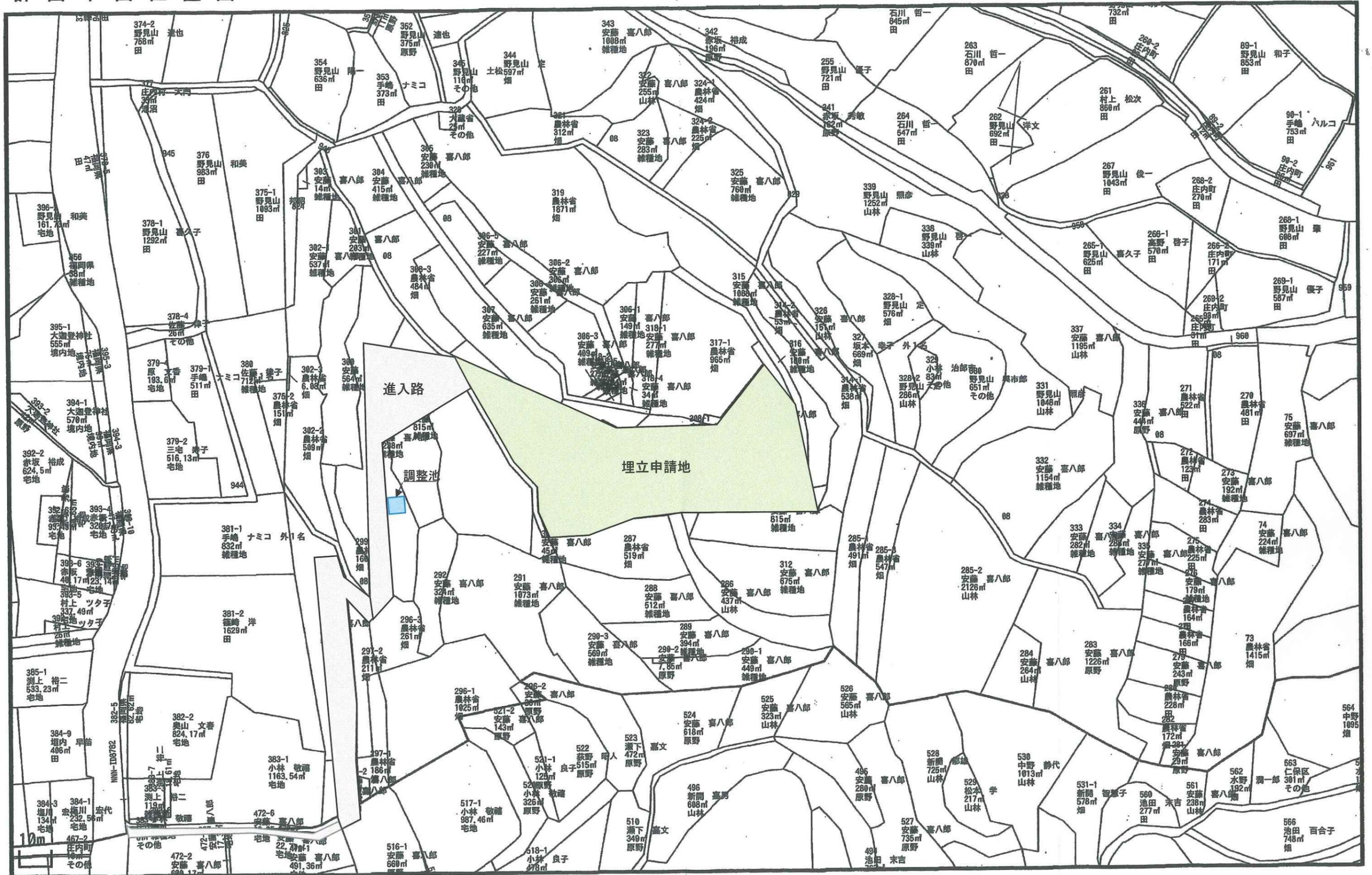
記

- 1 事業計画書のとおり適正な事業活動を行うこと。
- 2 事業者に変更が生じた場合は、変更後の事業者に対し、この誓約内容を承継させること。
- 3 条例に基づく市の指導に従うこと。
- 4 条例第15条に基づく報告及び立入調査を求められた時は、速やかに応じること。

位置図



計画平面位置図



1 / 1,000

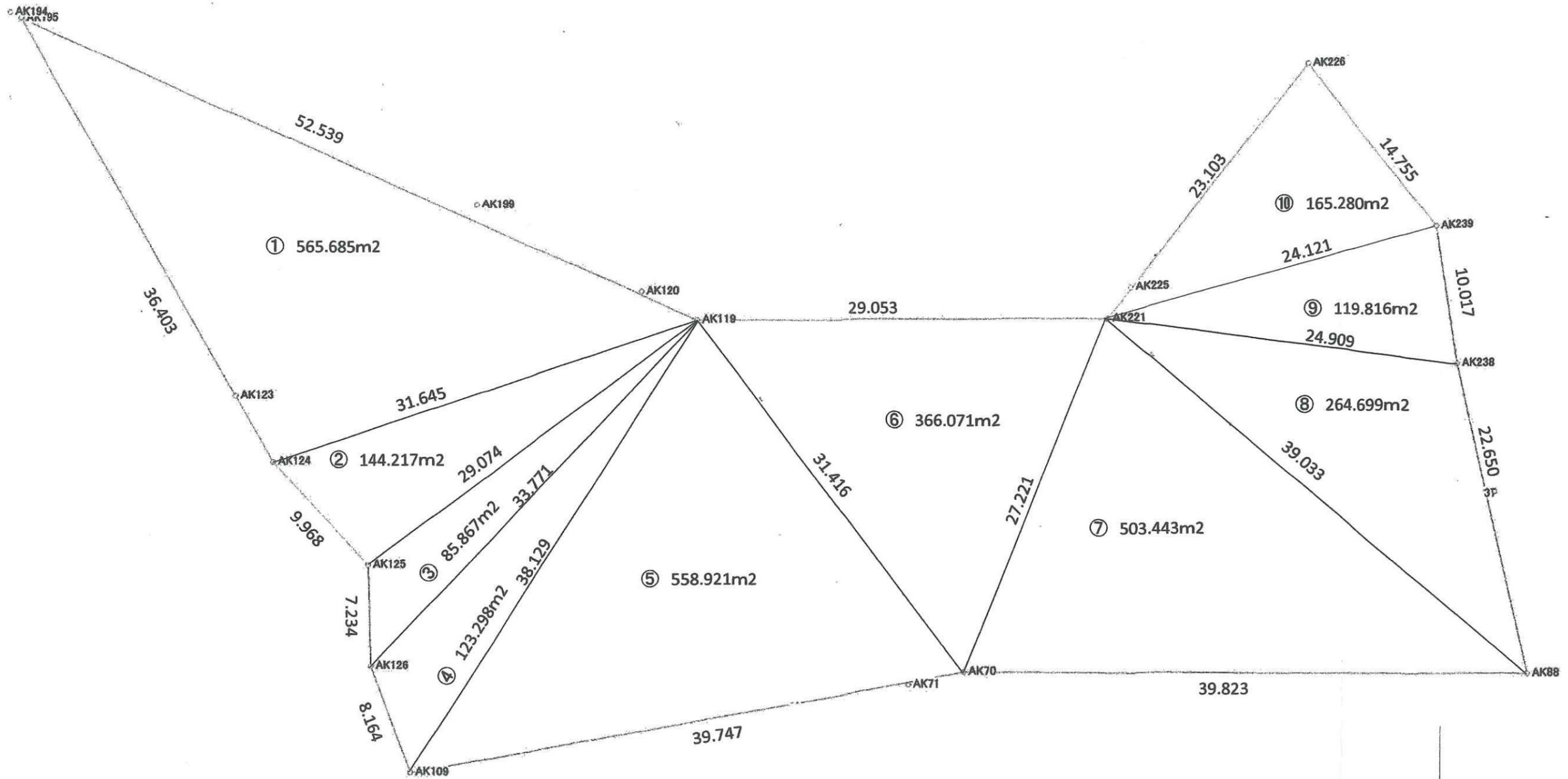
地番図 飯塚市 大門 310-1 付近

出力年月日 : 2024年02月01日 13時47分 令和5年1月1日現在

この図面は土地調査用参考図として作成したものであり権利関係には使用できません。地籍調査(国調)未了地区については現況と大きくずれている場合があります。

飯塚市

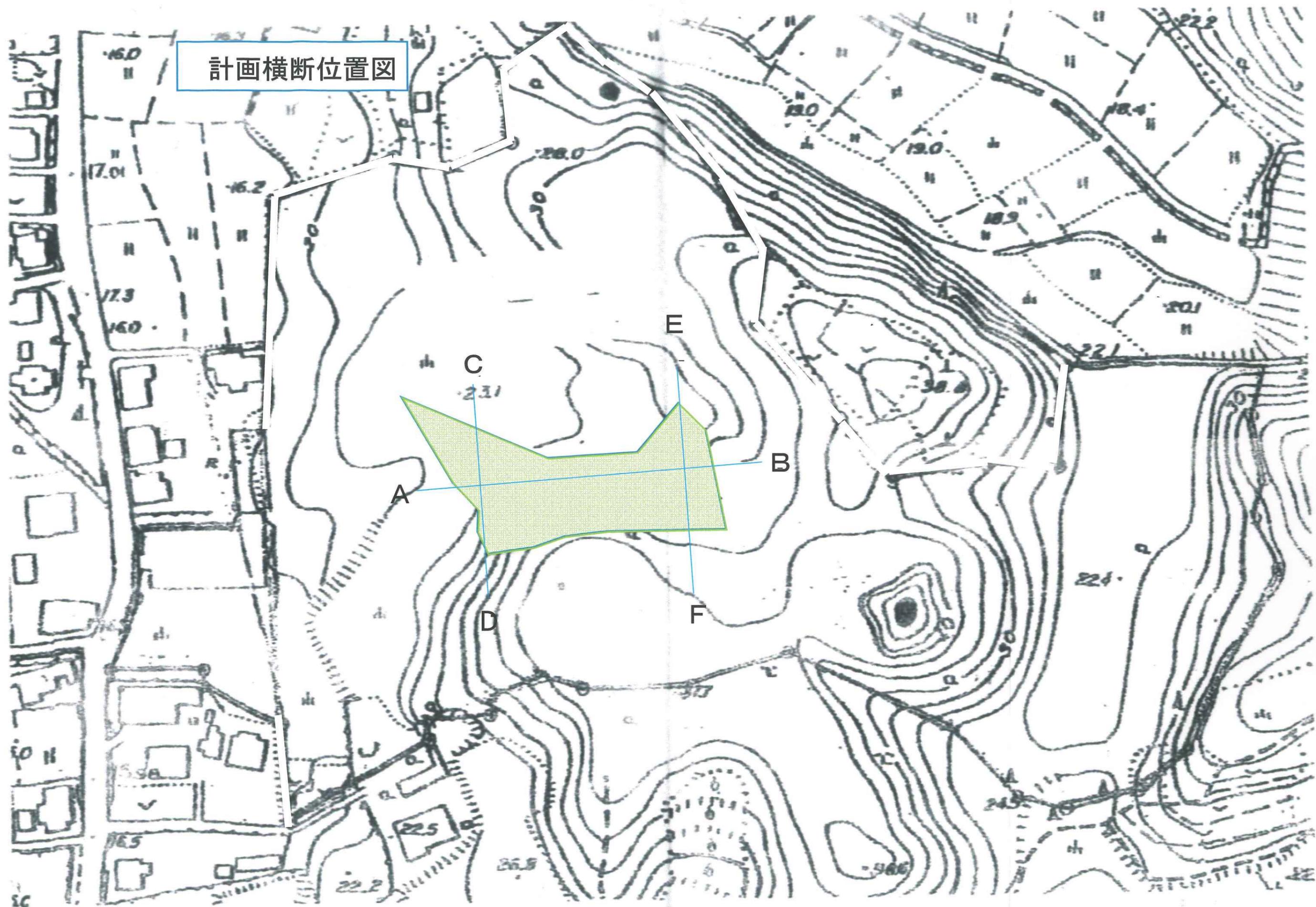
求積図



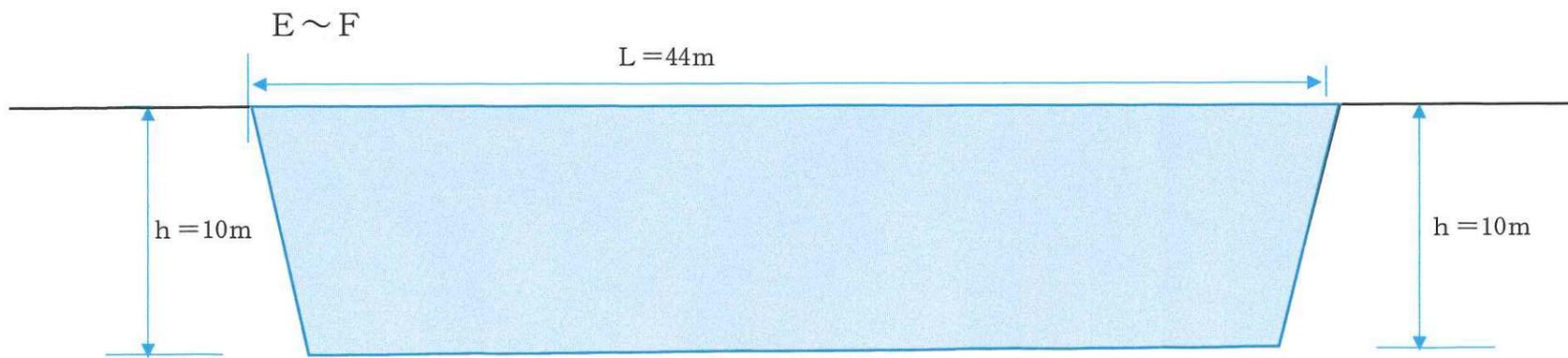
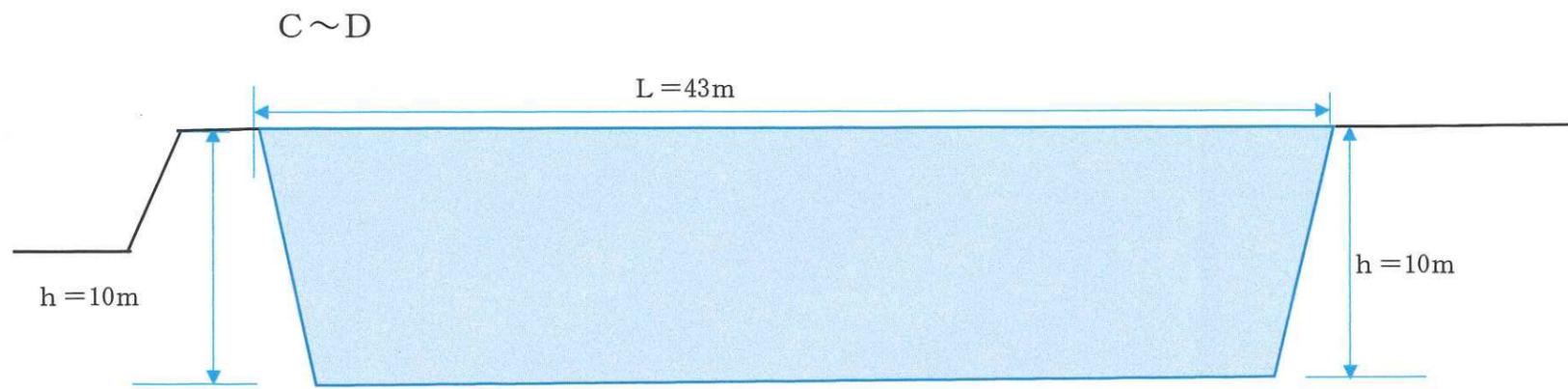
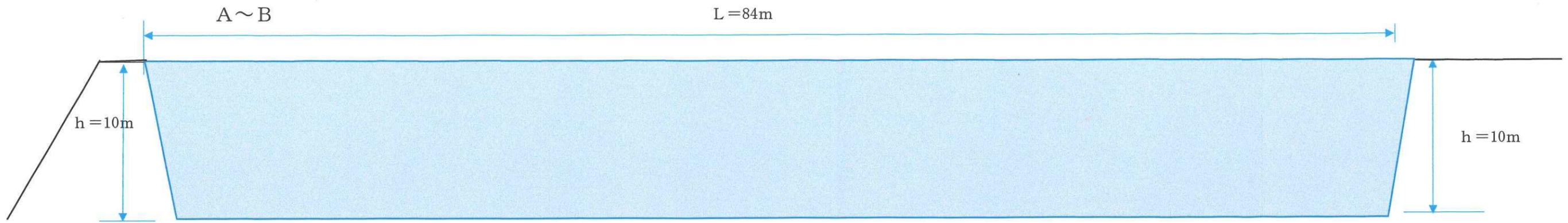
1/300

面積		
①	565.685	m ²
②	144.217	m ²
③	85.867	m ²
④	123.298	m ²
⑤	558.921	m ²
⑥	366.071	m ²
⑦	503.443	m ²
⑧	264.699	m ²
⑨	119.816	m ²
⑩	165.28	m ²
計	2897.297	m ²

計画横断位置図



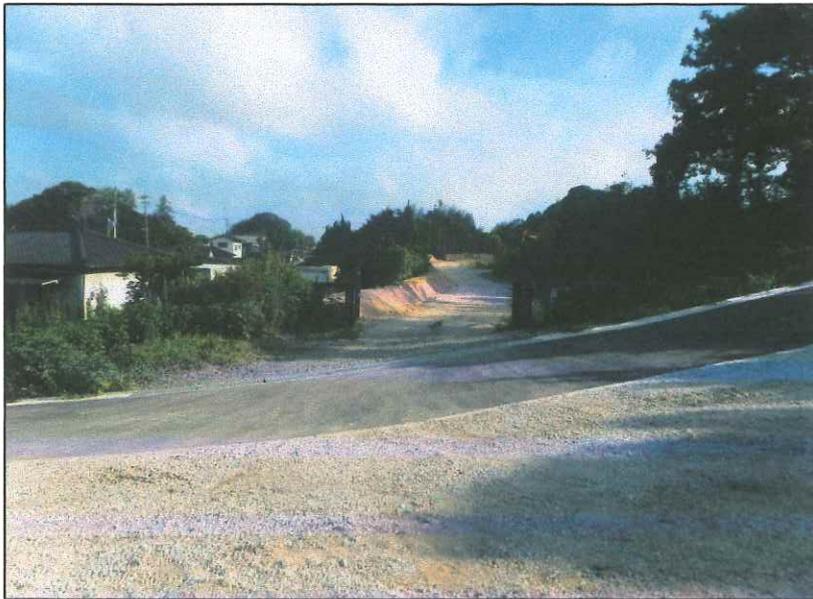
計 画 断 面 図





No.: _____

進入路



No.: _____

進入路



No.: _____

進入路



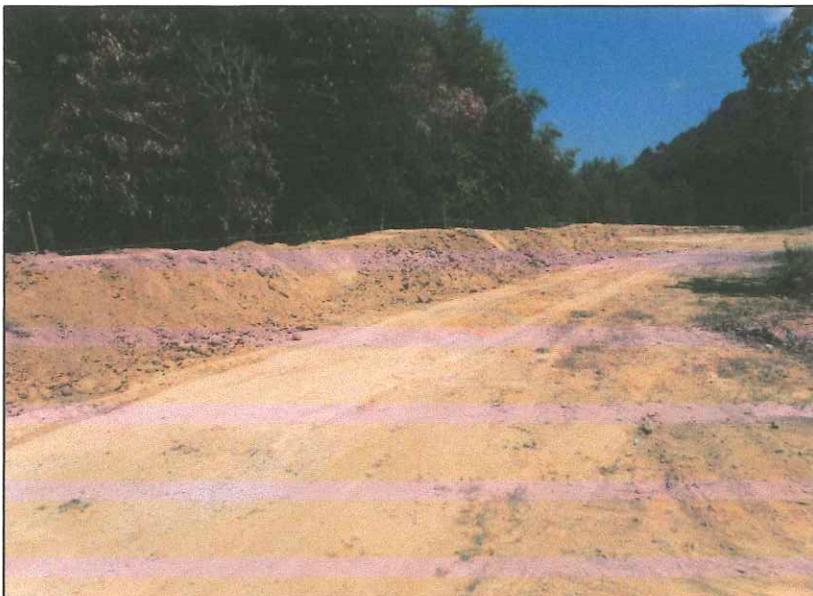
No.: _____

進入路



No.: _____

調整池



No.: _____

外回り堰堤



No.: _____

外回り堰堤



No.: _____

埋立地現況



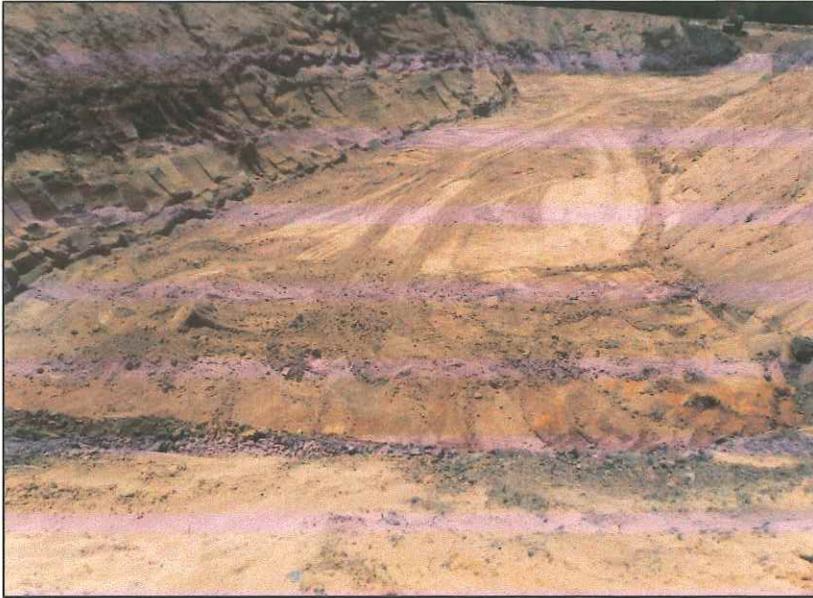
No.: _____

埋立地現況



No.: _____

埋立地現況



No.: _____

埋立地現況

No.: _____
工種:
測点:

写真

事業計画に関する意見書要旨及び見解

株式会社安藤組

No	意見書内容（要旨）	見 解	添付資料
1	持ち込む土砂は、どこから持ち込むのか。 その土砂に、有害物質は含まれない保証はあるのか。	地元説明会で説明したように、埋め立て事業の許認可ではなく、市条例に基づく届出であるため、公共工事の残土は受け入れられない。主に民間工事の土砂を受け入れる。有害物質については、現地で目視し、荷下ろしの際に確認された場合は再度積んで帰す。このことは徹底する。	
2	最近の異常気象をふまえたとき、災害対策はどれくらいの雨量を想定しているのか。 その想定を超えた場合どのような状況になるのか。	調整池・沈砂池を設置しているが、容量が足りなくなれば、上げる可能性もある。 土砂の流出を防ぐために外周に堰堤を設けている。	
3	この事業が原因で災害が起こった場合の補償はどのようなになっているのか。	事業地周辺に堰堤をつくなど、土砂流出防止に努めているが、もし災害が起きた場合は地元住民とその都度協議し判断する。	
4	この事業地内を地元住民に定期的に視察させることは、可能か。	事前に文章で依頼していただき、社内で協議し返答する。	

環境整備課

資料2

自然環境保全対策について

- ・【2-1】所管委員会での意見及びその見解
- ・【2-2】条例案

協働環境委員会での意見等に対する見解について

協働環境委員会での意見等	意見等に対する見解
<p>●条例案第 2 条(2)にある、「近接した時期」の考え方については、おおむね 3 年程度が妥当なのか検討してほしい。</p>	<p>事業主体や FIT 認定状況などの諸条件を勘案して、個々の事業ごとに対応を図っていく必要があると考えています。</p>
<p>●メガソーラー案件について、他の自治体で議会承認を得るような事例があるのか調べてほしい。議会も届出の中身を見ることができるような制度を検討してほしい。</p>	<p>執行部で調べた範囲では、他の自治体においてメガソーラー事業において議会承認を受けた案件はございませんでした。</p> <p>今回の条例において、周辺関係者との良好な関係を構築するにあたり、太陽光発電事業を実施する前に、協定書の締結を義務付けていますので、周辺関係者とのトラブル等については、軽減されるものと期待しています。</p>
<p>●禁止区域の範囲等がわかるマップの作成について</p>	<p>事業関係者には事前協議の段階で、事業計画区域が禁止区域等に含まれていないかどうか、関係法令を所管する行政機関に確認することを必須とし、執行部においても、その内容について確認するように考えております。</p> <p>禁止区域等のマップの作製については、区域が変更になる可能性があること、また、本市が他の行政機関の情報を基に、外部に公表することが可能かどうか等を精査し、慎重に判断する必要があると考えています。</p>
<p>●事業終了後の撤去等費用について、関係法令による積立制度があるが、毎年、正確に積立てられているのかどうか市が確認するような条項を入れるべきではないか。</p>	<p>条例案に、解体及び撤去に要する費用に関する条項を追加しました。</p> <p>※第 4 条第 3 項及び第 14 条第 2 項</p>

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、市民の生命及び財産の保護並びに生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物をいう。）の屋根、壁面又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）をいう。

(2) 太陽光発電事業 次に掲げる事業のうち、事業区域の面積が1,000平方メートル（当該太陽光発電設備を設置する者と実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期又は近接した時期に隣接した場所で太陽光発電設備の設置を行うときは、同一の事業区域とみなす。）以上のものをいう。

ア 太陽光発電設備の設置（森林等の伐採、切土、盛土その他の造成工事を含む。以下同じ。）を行う事業

イ 太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備の存する事業区域の維持管理を行う事業

ウ 太陽光発電設備による電気の発電及び供給を行う事業

(3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

(4) 事業者 太陽光発電事業を実施する者をいう。

(5) 周辺関係者 事業区域が所在する自治会（事業区域に隣接する自治会を含む。）の区域に居住する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、災害の発生の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するとともに、その保持に努めなければならない。

3 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、太陽光発電設備の解体及び撤去に要する費用を確保しなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、市が実施する施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(禁止区域)

第 6 条 市長は、災害の発生の防止及び生活環境の保全のため、太陽光発電事業の実施を認めない区域を、禁止区域として指定することができる。

2 事業者は、禁止区域において、太陽光発電事業を実施してはならない。ただし、太陽光発電事業の内容等が、関係法令の定めに適したものであるときは、この限りではない。

3 第 1 項に規定する禁止区域は、次のとおりとする。

- (1) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (5) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の規定により指定された保安林
- (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 10 条第 1 項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域（ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 3 条に規定する土地の形質の変更を伴う場合に限る。）

(抑制区域)

第 7 条 市長は、太陽光発電事業の実施について、特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含めないよう求めることができる。

2 前項に規定する抑制区域は、次のとおりとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域
- (2) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項に規定する重要文化財、同法第 57 条第 1 項の規定により登録された有形文化財及び同法第 109 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域並びに同法第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
- (3) 福岡県文化財保護条例（昭和 30 年福岡県条例第 25 号）第 4 条第 1 項に規定する福岡県指定有形文化財及び同条例第 37 条第 1 項に規定する福岡県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域
- (4) 飯塚市文化財保護条例（平成 18 年飯塚市条例第 112 号）第 4 条第 1 項に規定する飯塚市指定有形文化財及び同条例第 32 条第 1 項に規定する飯塚市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域

(事前協議)

第 8 条 事業者は、次条の規定に基づく届出をしようとするときは、あらかじめ事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（事業計画の届出）

第 9 条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとする場合は、当該設置工事に着手する 60 日前までに、事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（事業計画の変更等の届出）

第 10 条 事業者は、前条の届出後において、事業計画の変更又は中止をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（公告及び閲覧）

第 11 条 市長は、第 9 条第 1 項又は前条の規定に基づく届け出があったときは、公告その他の方法により周知するとともに、当該届出を公告の日から 30 日間、閲覧に供するものとする。

（説明会の開催）

第 12 条 事業者は、第 9 条第 1 項又は第 10 条の届け出を行った日から起算して 45 日以内に、周辺関係者に対して、事業計画等に関する説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、事業を中止した場合及びその他規則で定める場合はこの限りではない。

2 事業者は、説明会を開催する日の 14 日前までに、その日時、場所等を印刷物の配布等の方法により、市長及び周辺関係者に周知しなければならない。

3 事業者は、説明会において、周辺関係者以外の者で当該太陽光発電事業により生活環境に影響を受けるおそれがある者及び周辺関係者が出席を依頼した者の参加を拒むことができない。

4 事業者は、説明会において、事業計画等の内容を説明する資料を参加者に交付するとともに、参加者の十分な理解が得られるよう努めなければならない。

5 市長は、説明会に職員を立ち合わせることができる。

6 事業者は、説明会を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（太陽光発電設備設置の完了の届出）

第 13 条 事業者は、太陽光発電設備の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（維持管理）

第 14 条 事業者は、災害の発生の防止及び生活環境の保全に支障が生じないよう、太陽光発

電設備及び事業区域内を常時、安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電設備の設置が完了した後は、第4条第3項に規定する費用の確保の状況について、規則で定めるところにより、毎年度、市長に報告しなければならない。

(協定の締結)

第15条 事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するにあたり、太陽光発電事業を実施する前に、災害の発生の防止及び生活環境の保全に関する事項等について、周辺関係者と協定を締結しなければならない。

ただし、規則で定める理由により、協定を締結することが困難な場合は、この限りではない。

- 2 協定に関して疑義が生じた場合は、双方で協議を行い、誠意をもってその解決に努めるものとする。
- 3 事業者が太陽光発電事業を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとする場合、譲り受ける者又は借り受ける者は、第1項の規定により締結した協定の効力を継承するものとする。
- 4 事業者は、第1項の協定の締結をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(地位承継の届出)

第16条 事業者から事業の譲渡、相続、法人の合併等によりその地位の承継をした者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第17条 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づき、太陽光発電設備の撤去、適正な処分その他必要な措置を講じなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告又は資料の提出を求め、若しくは職員に事業区域への立入調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づく調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は助言)

第19条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第 20 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第 9 条から第 10 条、第 13 条及び第 16 条から第 17 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (2) 第 18 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- (3) 第 18 条の規定による立入調査を正当な理由なく拒んだとき
- (4) 正当な理由なく、前条の規定による指導に従わないとき

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名又は名称並びに住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

（国又は県への報告）

第 21 条 市長は、前条第 2 項の規定による公表をしたときは、国又は県へ報告することができる。

（審議会への意見聴取）

第 22 条 市長は、自然環境、生活環境等の保全について、必要に応じて飯塚市自然環境保全条例（平成 18 年飯塚市条例 239 号）第 6 条に規定する飯塚市自然環境保全対策審議会の意見を聴くことができる。

（委任）

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和●年●月●日から施行する。

（経過措置）

2 太陽光発電設備を設置しようとする事業者で、この条例の施行の日より以前に、飯塚市自然環境保全条例に基づく手続きを行っている場合、又は施行の日から起算して 60 日以内に工事に着手する場合は、この条例は適用しない。

資料3

飯塚市自然環境保全条例の一部改正について

- ・【3-1】改正案(条例)
- ・【3-2】改正案(規則)

○飯塚市自然環境保全条例

平成18年10月10日

飯塚市条例第239号

(目的)

第1条 この条例は、自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている現状にかんがみ、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることがを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業 次に掲げる事業をいう。

ア 森林を開発する事業

イ 岩石及び砂利(砂及び玉石を含む。以下同じ。)を採取する事業

ウ 土砂(岩石及び砂利を含む。)による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業

エ 廃棄物の埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業

オ アからエまでに掲げるもののほか、生活環境に影響を及ぼすおそれがあると市長が認める事業

(2) 事業者 事業を行おうとする者又は行っている者をいう。

(3) 周辺住民 事業計画地が所在する自治会(事業計画地に隣接する自治会を含む。)の区域に居住する者をいう。

(4) 不適正な事業活動 第7条の事業計画の届出が必要であるにもかかわらず届けていない事業活動又は届出に明示されていない事業活動をいう。

(市の責務)

第3条 市は、自然環境の保全及び安全な生活環境を守るために必要な施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、この条例の施行に関し、情報の公開に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、前条第1項の施策に協力し、周辺住民に対する当該事業の説明に

努めなければならない。

- 2 事業者は、常に生活環境の安全に影響が生じないように注意するとともに、その影響が生じ、又はそのおそれがあるときは、自らの責任において、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条第1項の施策に協力しなければならない。

(自然環境保全対策審議会)

第6条 事業活動が自然環境及び生活環境に与える影響並びにこの条例の施行に関する重要な事項について調査審議するため、飯塚市自然環境保全対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、必要と認めるときは、関係人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(届出)

第7条 計画面積が1,000平方メートル以上の事業を行おうとする者は、当該事業を開始する前に、事業計画を市長に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる事業についてはこの限りでない。

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく申請が必要な事業
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく申請が必要な事業
- (3) 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(令和●年条例第●●号)に基づく届け出が必要な事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事業

(事業計画の変更等)

第8条 事業者は、前条の届出後において、事業計画の変更又は中止をしたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事業の譲渡等)

第9条 事業者が他の者に事業の全部若しくは一部を譲り渡し、若しくは委託したとき、又は事業者に変更があったときは、譲り受けた者、受託した者又は変更後の事業者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(公告及び閲覧)

第10条 市長は、第7条又は第8条の届出があったときは、公告その他の方法により周知するとともに、当該届出を公告の日から30日間、閲覧に供するものとする。

(説明会)

第11条 第7条又は第8条の届出を行った事業者は、前条の閲覧期間内に、周辺住民に対して当該届出に関する説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、事業計画を中止した場合その他規則で定める場合はこの限りでない。

2 事業者は、説明会を開催しようとするときは、市長にその旨を通知し、説明会の10日前までに、その日時、場所等を印刷物の配布等の方法により、周辺住民に周知しなければならない。

3 事業者は、説明会において、周辺住民以外の者で当該事業活動により生活環境に影響を受けるおそれがある者及び周辺住民が出席を依頼した者の参加を拒むことができない。

4 事業者は、前条の閲覧期間内に説明会を開催できないときは、その理由を市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の場合において、相当の理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、期限を付して、説明会を開催するよう求めることができる。

6 事業者は、説明会において、参加者の十分な理解が得られるように努めなければならない。

7 市長は、説明会に当該職員を立ち合わせることができる。

8 事業者は、説明会の終了後、速やかにその内容を記録した報告書を、市長に提出しなければならない。

(意見書及び見解書)

第12条 事業計画に関し、生活環境に与える影響について意見を有する市民は、第10条の公告の日から起算して45日を経過する日(同条の閲覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)までに、市長に対し意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の意見書の提出があつたときは、その要旨を記載した書面(以下「要旨」という。)を事業者に送付するものとする。

3 事業者は、要旨の送付を受けたときは、送付を受けた日から15日以内に、要旨に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を、市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項及び前項の場合において、必要と認めるときは、関係機関の意見を求めることができる。

5 市長は、第1項の意見書、第3項の見解書又は前項の意見により、改善が必要と認めるときは、事業計画の変更を求めるものとする。

(協定の締結)

第13条 事業者は、事業活動に関し、周辺住民から生活環境を保全するための協定の締結を求められたときは、その締結に努めなければならない。

2 市長は、前項の協定の締結に関し、双方又は一方から調整の申出があったときは、これを行うものとする。

(不適正な事業活動の防止)

第14条 市長は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のため、自然環境の変化に注意を払うよう努めるとともに、関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 市民は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のため、できる限り周辺環境に注意を払うよう努めるとともに、不適正な事業活動を発見したときは、直ちにその旨を市又は関係機関へ通報するよう努めなければならない。

3 市長は、不適正な事業活動が行われ、又はそのおそれがあるときは、直ちに現状の調査を行わなければならない。

4 市長は、不適正な事業活動を確認したときは、不適正な事業活動を行っている者に対し、適切な措置を講ずるよう求めなければならない。

(報告及び立入調査)

第15条 市長は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のために必要な限度において、事業者に報告を求め、又は当該職員に事業に係る土地への立入調査を行わせることができる。

2 前項の立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び勧告)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し必要な指導又は勧告をすることができる。

- (1) 第7条の届出を怠った場合
- (2) 第7条の事業計画に明示されていない事業を行っている場合
- (3) 第11条第1項又は第5項の説明会を開催しない場合
(必要な措置等)

第17条 市長は、第14条第4項の求めに応じない場合は、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、事業者が前項の命令に従わず、かつ、市民に重大な被害をもたらした場合は、安全な生活環境を守るために必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

第18条 市長は、第16条の勧告に事業者が応じない場合又は次の各号に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

- (1) 第12条第5項の規定による事業計画の変更の求めに応じない場合
- (2) 第15条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の調査を正当な理由なく拒み、若しくは妨げた場合
- (3) 第17条第1項の命令に従わない場合

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年12月1日から施行する。

附 則(令和●●年●月●●日 条例第●●号)

この条例は、令和●●年●月●日から施行する。

(暫定施行条例の廃止)

2 次に掲げる条例(以下「合併に伴う暫定施行条例」という。)は、廃止する。

- (1) 筑穂町自然環境保護条例(昭和63年筑穂町条例第10号)
- (2) 穂波町自然環境保護条例(昭和63年穂波町条例第15号)

(廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の合併に伴う暫定施行条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○飯塚市自然環境保全条例施行規則

平成18年11月30日

飯塚市規則第246号

改正 H23—30、H25—31

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市自然環境保全条例(平成18年飯塚市条例第239号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(計画面積)

第2条 条例第7条に規定する計画面積は、継続性のある事業を行う場合は、隣接する既に事業を終えた区域を含むものとする。

(届出)

第3条 条例第7条の規定による届出は、事業計画届出書によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 位置図

(2) 計画平面図

(3) 現況写真

(4) 誓約書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図面又は書類

2 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成2年福岡県条例第20号。以下「紛争予防条例」という。)に基づく手続が必要な事業を行おうとする者は、紛争予防条例に基づく環境調査書を県知事に提出した後、速やかに条例第7条に規定する届出をしなければならない。

3 前項の場合において、条例第10条の公告及び閲覧、条例第11条の説明会並びに条例第12条の意見書及び見解書は、紛争予防条例の規定による手続により実施されたものとみなす。

(届出を要しない事業)

第4条 条例第7条第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 国又は地方公共団体が行う事業

(2) 主として自己の住宅の用に供する目的で行う事業

(3) 都市計画区域及び準都市計画区域内において、計画面積が3,000平方メートル未満で主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質を変更する事業

(事業計画の変更中止届出書)

第5条 条例第8条の規定による事業計画の変更又は中止の届出は、事業計画変更中止届出書によるものとし、その内容が明らかにする書類を添付しなければならない。

(譲渡等の届出書)

第6条 条例第9条の規定による事業者の変更の届出は、事業者変更届出書によるものとし、誓約書及び変更事項を証明する書類を添付しなければならない。

(手続きの委任)

第7条 事業者は、条例に規定する手続を他の者に委任する場合は、委任状を市長に提出しなければならない。

(公告及び周知)

第8条 条例第10条の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 届出年月日
- (2) 事業者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
- (3) 事業を行う場所
- (4) 事業の種類
- (5) 閲覧場所
- (6) 閲覧期間

2 届出の閲覧場所は、市民環境部環境整備課並びに穂波支所、筑穂支所、庄内支所及び穎田支所の市民窓口課とする。

3 条例第10条の規定による周知は、市報又は市のホームページ等への掲載により行うものとする。

(H23—30、H25—31一改)

(説明会を要しない場合)

第9条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う事業の場合

(2) 事業活動が地元住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合

(説明会不開催理由の届出)

第10条 条例第11条第4項の規定による届出は、説明会不開催理由届出書によるものとする。

(説明会開催の期限)

第11条 条例第11条第5項の規定により付する期限は、閲覧期間終了の翌日から起算して30日とする。

(説明会の報告書)

第12条 条例第11条第8項の規定による報告は、説明会報告書によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 説明会参加人名簿

(2) 説明会での質問事項及びそれに対する回答を記入した書類

(3) 説明会で使用した資料

(見解書)

第13条 条例第12条第3項の見解書には、自己の見解を証明するに十分な資料を添付しなければならない。

(完了届)

第14条 届出を行った事業者は、当該届出に係る事業を完了したときは、速やかに事業完了届出書を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第15条 条例第15条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証とする。

(委員)

第16条 条例第6条の飯塚市自然環境保全対策審議会(以下「審議会」という。)は、法律、環境等の分野で学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員8人以上をもって組織する。

(任期)

第17条 審議会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第19条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第20条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、市民環境部環境整備課において処理する。

(委任)

第22条 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、条例の事務に用いる書類の様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年12月1日から施行する。

(暫定施行規則の廃止)

2 次に掲げる規則(以下「合併に伴う暫定施行規則」という。)は、廃止する。

(1) 筑穂町自然環境保護条例施行規則(昭和63年筑穂町規則第2号)

(2) 穂波町自然環境保護条例施行規則(昭和63年穂波町規則第14号)

(廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の合併に伴う暫定施行規則の規定によ

りなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年3月28日 規則第30号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 規則第31号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和●●年●月●●日 規則第●●号)

この規則は、令和●●年●月●●日から施行する。